

D P C 対象病院の退出に係る報告について

- D P C 制度において、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急に D P C 制度から退出する場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課において確認を行い、必要に応じて（※）中央社会保険医療協議会において審査・決定することとしている。

（※）退出の類型と審査・決定の主体に係る現行の整理

退出の類型	審査・決定の主体
病床機能の転換を理由に退出する場合	厚生労働省保険局医療課
予期せぬ事由により、D P C 制度への継続参加が困難となった場合	中央社会保険医療協議会
厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することが困難と考えられる場合	

- 今般、以下の4病院から、病床機能の転換を理由とした D P C 制度からの退出に係る申請書が提出されたことから、厚生労働省保険局医療課において確認を行い、いずれも D P C 制度からの退出について可とする旨を決定した。医療法人マックシール巽病院においては、令和6年11月1日付で D P C 制度から退出することとなった。その他3病院においては、令和6年12月1日付で D P C 制度から退出することとなった。

医療機関名	退出理由
医療法人 マックシール巽病院 (大阪府)	今後 D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の医療需要も踏まえ、地域包括医療病棟への病棟再編を行うため。
社会医療法人 ONEFLAG 牧病院 (大阪府)	今後 D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、内科系の救急患者の受入れを担う医療機関へと当院の役割が変化しており、地域の医療需要も踏まえ、地域包括医療病棟への病棟再編を行うため。
社会医療法人 垣谷会明治橋病院 (大阪府)	高齢者施設等からの救急搬送が増加しており、当院は治療から ADL 回復後在宅復帰を目指すといった地域医療の役割を担うため、高齢者医療に特化した地域包括医療病棟への病棟再編を行う。
医療法人聖真会 渭南病院 (高知県)	今後 D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の医療需要の変化に対応し、地域包括ケア病棟への病棟再編を行うため。